

**芦屋町健康づくり推進協議会設置条例 (平成17年3月28日条例第13号)**

最終改正:平成30年6月29日条例第19号

改正内容:平成30年6月29日条例第19号 [平成30年6月29日]

○芦屋町健康づくり推進協議会設置条例

平成17年3月28日条例第13号

**改正**平成20年9月25日条例第33号  
平成25年12月17日条例第32号  
平成27年3月31日条例第2号  
平成30年6月29日条例第19号

芦屋町健康づくり推進協議会設置条例

(目的)

**第1条** 町民の健康づくりを積極的に推進するため、知識の普及及び地域、家庭、職場ぐるみの健康活動を助長し、明るく健康で住みよい町づくりに寄与することを目的として、芦屋町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

**第2条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 町の保健行政に対する必要な調査及び審議
- (2) 町民の健康づくりに必要な知識の普及徹底と意識の高揚
- (3) 地域、家庭、職場ぐるみの健康活動の助長
- (4) その他健康づくりの推進のための必要な事業

(組織及び委員の任期)

**第3条** 協議会の委員は、14人以内で組織し、別表に定める区分により、町長が、委嘱または任命する。

- 2 委員は、非常勤とし、任期は、4年とする。ただし、欠員を生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務処理)

**第6条** 協議会の事務は、健康・こども課において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

**第7条** 委員の報酬及び費用弁償については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定を準用する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

**附 則** (平成25年12月17日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人芦屋中央病院の成立の日から施行する。

**附 則** (平成30年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋町健康づくり推進協議会設置条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 別表 (第3条関係)

選出区分	人員
町医師会	1
町歯科医師会	1
町教育委員会	1
県遠賀保健所	1
町区長会	1
町商工会	1
町体育協会	1
町生産組合	1
漁業協同組合	1
町老人クラブ連合会	1
町食生活改善推進会	1
地方独立行政法人芦屋中央病院	1
その他町長が認めた者	2名以内

---